

第2章 騒音規制法

1 騒音規制法の概要

騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する騒音について規制し、並びに自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。このためこの法律は規制地域内で騒音を発生する特定施設を工場及び事業場に設置する事業者には、各種の届出をすることや規制基準を遵守することを義務づけています。

2 定義

各用語の意味は次のとおりです。

(1) 特定施設

「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいいます。

(2) 規制基準

「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいいます。

(3) 規制地域

「規制地域」とは、騒音規制法に基づき住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域等、騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域として市長が指定した地域をいいます。

3 特定施設

騒音規制法で定められた特定施設には、表2-1のものがあります。これらの施設を設置している事業者、又は設置しようとする事業者には各種の届出が義務付けられています。

表 2 - 1 騒音規制法に係る特定施設

項	施設名	種類・規模
1	金属加工機械	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ニ 液圧プレス機（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマリングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建築用資材製造機械	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
8	抄紙機	すべてのもの
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

4 届出の種類及び添付書類

(1) 届出の種類

規制地域内に特定施設を設置している事業者、又は設置しようとする事業者は表2-2の届出をしなければなりません。届出の種類により期限が異なりますので注意してください。

なお、届出を怠り、または虚偽の届出をした場合には罰せられますので注意してください。

表2-2 騒音に係る特定施設の届出の種類

	届出を必要とする場合	届出期限	様式
1	特定施設を設置しようとする場合	設置工事開始日の 30日前まで	特定施設設置届出書 添付書類1～3
2	一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置(工事中を含む。)している場合	特定施設となった 日から30日以内	特定施設使用届出書 添付書類1～3
3	1又は2の届出を行った特定施設の 種類ごとの数を変更しようとする 場合※1	変更に係る工事 開始日の30日前 まで	特定施設の種類ごとの数 変更届出書 添付書類1～3
4	1又は2の届出を行った特定施設の 騒音防止の方法を変更しようとする 場合※2		騒音の防止の方法変更 届出書 添付書類1～3
5	1又は2の届出を行った者の氏名 又はその名称・住所及び法人にあつ てはその代表者の氏名並びに工場 又は事業場の名称及び所在地が変 更になった場合	変更した日から 30日以内	氏名(名称、住所、所在地) 変更届出書
6	1又は2の届出を行った特定施設の 全ての使用を廃止した場合	使用を廃止した日 から30日以内	特定施設使用全廃届出書
7	1又は2の届出を行った者から譲 り受け、借り受け、相続、合併又は 分割によって、その特定施設を承継 した場合	承継があった日か ら30日以内	承継届出書

※1届出を要しない場合

①特定施設の種類ごとの数を減少する場合

②特定施設の種類ごとの数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合

※2届出を要しない場合

①騒音の大きさの増加を伴わない場合

表 2 - 3 届出書の添付書類

	書 類 の 名 称	説 明
1	付近見取り図	付近の道路、民家等を明示した図
2	騒音防止の方法について	騒音防止に関して講じようとする措置を具体的に記載する。防音材、防音壁、二重窓等
3	特定施設の配置図	事業場内の特定施設の設置場所を図で示す

5 届出後の留意事項

(1) 受理書の交付

特定施設の設置及び構造等の変更については、内容に不備がなく市において受理したときに、受理書を交付します。

(2) 実施の制限

騒音に係る特定施設の設置又は構造の変更をする場合は、工事に着手する 30 日前に届出をしなければなりません。

(3) 計画変更勧告

届出の内容について審査し、その特定施設から発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、必要な騒音防止のための措置について計画を変更すべき旨の勧告を行う場合があります。

(4) 届出の義務

届出には表 2 - 2 のような種類がありますので、その都度、定められた届出を行ってください。

特に、代表者の交代、特定施設の更新などの際は忘れずに届出を行ってください。

6 規制基準

表 2 - 4 規制基準の時間の区分

(単位：デシベル)

区域の区分	時 間 の 区 分		
	昼間 8 時～19 時	朝 6 時～8 時 夕 19 時～22 時	夜間 22 時～6 時
第一種区域	50	45	40
第二種区域	60	50	45
第三種区域	65	60	50
第四種区域	70	65	55

7 規制地域の区分

表 2 - 5

区域の区分	用 途 地 域
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 東俣町の一部の区域
第二種区域	第一種区域、第三種区域、第四種区域及び工業専用地域（準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を含む。）以外の区域
第三種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（工業専用地域に隣接する臨港地区を除く。） 西俣町、桜島横山町、喜入町及び喜入中名町の一部の区域
第四種区域	工業地域 郡山岳町及び喜入中名町の一部の区域

※原則として、都市計画法に基づく用途地域ごとに規制地域を区分していますが、用途地域の指定がない地域においても規制地域の指定（一部区域を除き第二種区域に指定）を行っています。

8 騒音規制法届出様式

騒音規制法の届出には、所定の届出様式を使用してください。